



御浜町告示第 15 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の区域内において字の区域の変更をしたので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月15日

御浜町長 古川 弘



南牟婁郡御浜町大字志原字倉垣内に編入する区域

南牟婁郡御浜町大字志原字大田510番、511番、512番、513番、

514番、515番1、516番、517番、518番、519番、520番1、

521番1、522番、523番、524番1、524番2、525番1、

526番1、529番1及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部